

西部圏域入退院調整ルール改正(案)の概要

鳥取県西部総合事務所 米子保健所

◆これまでの調整会議における関係機関からのご意見、また今年度のアンケート結果・調整会議におけるご意見を踏まえ、「西部圏域入退院調整ルール」(以下「ルール」)を次のとおり改正する。

1 ルールの内容

(1) 転院時における入院時情報提供書の取扱について(留意事項)

対象患者が急性期病院から回復期病院へ転院する場合等においては、原則として、入院元医療機関が患者本人から「ケアマネからの情報提供書も含め、必要な情報を転院先医療機関へ送付する」旨の同意を得たうえで、ケアマネへ転院先医療機関名を伝えるとともに、転院先医療機関へ入退院時情報提供書を送付することとする。

<補足>

- ・現行では、転院時における入退院時情報提供書の取扱が曖昧であり、以前からこのことが課題とされていた。
- ・令和元年度調整会議の中で「患者が転院する際に、入院元医療機関に提供した入院時情報提供書を、入院元医療機関から転院先医療機関へ転送して欲しい」等の意見が出た。
- ・今年度のアンケートでも同様の意見や、「転院の際の連絡がなく把握ができなかった」「取扱いの認識が曖昧でどのような方法が望ましいか分からない」等の意見があがっていた。
- ・以上のことから、スムーズな連携のために、転院についてケアマネが把握し継続的に関わりがもてるよう、入退院時情報提供書は病院間で送付するようにルールを改正する。
- ・R6.1.29 調整会議にて、情報提供に際しての本人同意の方法について、質問があった。個人情報保護委員会に確認のうえ、本人同意についての文言を追加。

(2) 医療機関による住民の担当居宅介護事業所照会について(留意事項)

対象患者の入院時、医療機関が市町村又は地域包括支援センターに対し、当該患者の担当居宅介護事業所照会を行う場合があるが、市町村又は地域包括支援センターは個人情報保護に留意しつつ回答することとする。

<補足>

- ・現行では、市町村又は地域包括支援センターは「折り返しの連絡として対応する」としているが、対応が後回しになる恐れがある。
- ・これに対し、市町村としては、医療機関が本人・家族の了解を得たうえで照会があったのであれば速やかに対応できるため、特別に「折り返しの対応」とすることを明記する必要はないとのことから、実態に即して改める。

(3) 介護保険証への居宅介護事業所名の明記について(留意事項)

介護保険証に居宅介護事業所名が明記されていれば、対象患者の予期せぬ入院時にも円滑に入院調整ができるが、一律に表記する取扱を緩和する。

<補足>

- ・現行は「市町村は、介護保険証の居宅介護事業所を早期に明記する」としているが、市町村によると一律に表記することが困難とのこと。
- ・このため、「早期に表記することが望ましい」と表現を改める。

(4) 介護保険利用者へのケアマネ情報の周知について(留意事項)

ケアマネは、担当ケースが入院した際、本人・家族または医療機関に担当ケアマネの名前や連絡先等が速やかに伝わるよう、可能な方法で準備しておくこととする。

<補足>

- ・現行は、医療機関が担当ケアマネを把握する方法としては、ケアマネからの連絡や本人家族からの把握、介護保険証の記載を確認、地域包括支援センターへの照会等の方法であるが、実際は地域包括支援センターへの照会頻度が多い。
- ・このため、「介護保険証に名刺を挟む等、担当ケアマネが分かるようにしておく」旨を追加する。

(5) 退院に際しての介護保険申請の手続きについて（留意事項）

入院前には介護認定されていなかった対象患者が、退院後に介護保険サービスを利用する場合、入院中に介護保険申請を行うこととなるが、「緊急に申請する」旨の取扱を緩和する。

<補足>

- ・現行は「必要に応じて、介護保険申請の手続きを緊急で実施する」としているが、申請手続きを緊急で行っても、その後の認定調査、1次判定、2次判定のスケジュールは早まらないことが多い。
- ・このため、実態に即した取扱に改める。

2 ルールの制定者

「西部圏域入退院調整ルール」は、平成27年度に「調整会議」において制定されたものであるが、制定者の表記もなく、責任の所在が不明確な状態となっている。

今後は実態に即し、「調整会議」の意見を踏まえて、鳥取県（西部総合事務所長）名義で制定することとする。

<補足>

- ・国のモデル事業（都道府県医療介護連携調整実証事業）を活用。医療・介護に関わる関係者へのアンケート調査をもとに調整会議を実施し、制定・運用している。

3 その他所要の改正

(1) 市町村・地域包括支援センターの役割の明記（表紙）

ルールに、市町村・地域包括支援センターの役割として、「必要に応じて介護保険申請を行う」旨を明記する。

(2) 訂正の整理（表紙）

目的・目標や、日付の位置等を変更した。

(3) 入院から退院の流れについてのフローを変更（留意事項、入院から退院までの流れ）

「入院前にケアマネが決まっている場合」、「ケアマネが決まっていない場合」について、「入院時にケアマネが分かっている場合」、「入院時にケアマネが分かっている場合」に変更する。

<補足>

- ・R6.1.29 調整会議で、入院時に医療機関はケアマネが決まっているか決まっていなが不明な場合が多いため、「入院時にケアマネが分かっている場合」「入院時にケアマネが分かっている場合」に修正した方が良いとの意見があがったため、そのように改める。